

令和 7 年度

三木市子ども食堂運営助成事業補助金 募 集 案 内



「イラスト：こゆり」

三木市では、市内のこどもを対象に食事を提供し居場所づくりを行い子どもが健やかに成長できる環境整備を促進するため、子ども食堂を運営する団体に対し、運営経費の一部を補助します。

三 木 市

1 補助対象団体

補助金の交付対象となる団体は、市内において子ども食堂を運営する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 構成員が2人以上いること。
- (2) 組織及び運営に関する事項を定めた定款、会則、規約等があること。
- (3) 政治的活動、宗教的活動又は営利活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に違反する活動を行う団体でないこと。
- (5) 暴力団等（三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）と関係する団体でないこと。
- (6) 次に規定する補助対象事業について、市から別の委託金、補助金等の交付を受けていないこと。

2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次の各号いずれにも該当する子ども食堂とする。

- (1) 年間を通じて計画的に運営するとともに、一月当たり1回以上（災害等その他市長がやむを得ない事由があると認める場合を除く。）行うものであること。
- (2) 1回当たり10食以上の食事を提供できる体制であること。
- (3) 子どもの発達のために十分な栄養がある食事を提供すること。
- (4) 参加費は、無料又は食材費に相当する額程度の低額とすること。
- (5) 構成員の関係者その他特定の者のみによる利用とならないよう、広報活動等を積極的に行うこと。
- (6) 管轄する保健所の指導に基づき適切な衛生管理体制が構築されていること。
- (7) 周囲の環境に配慮した運営時間であること。
- (8) 利用者及び従事者を対象にした傷害保険に加入する等、安全確保に努めること。
- (9) 市から活動状況の報告や確認を求められた場合は、積極的に協力すること。

※子ども…市内に居住する原則18歳未満の者

※子ども食堂…市内において、子どもに対して食事の提供及び居場所づくりを行うことにより子どもの健やかな成長を支援する事業

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する経費で、次に掲げる経費とします。

- (1) 印刷製本費・・・チラシ等の印刷に係る経費
- (2) 消耗品費・・・筆記具、消毒液等の感染対策品の購入に係る経費
- (3) 保険料・・・スタッフ・利用者の傷害保険等に係る経費
- (4) 食材費・・・食材の購入に係る経費
- (5) 備品購入費・・・備品の購入に係る経費
- (6) 使用料・賃借料・・・会場の使用に係る経費
- (7) 光熱水費・・・会場の光熱水費
- (8) 交通費（食材の運搬に係るものに限る。）
- (9) その他市長が特に必要と認めたもの

※対象経費については、領収書またはレシートが必要です。

※対象外経費が含まれる領収書またはレシートは原則認められません。

※人件費、報償費、寄附金その他団体の管理に係る経費については、補助対象経費にはなりません。

※（９）については事前協議が必要となります。

4 対象期間

令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）まで

5 補助金額

補助金の額は、一の年度につき次の補助基準額を限度とし、補助対象経費から補助対象事業の運営による収入額を控除して得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

【補助基準額】	年度上限	月１回運営	75,000円
		月２回以上運営	150,000円

6 その他

- (1) 要綱の規定に違反したときや不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し補助金の返還を求めます。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から５年間保存する必要があります。
- (3) 年度の途中で運営を開始または中止・廃止した場合は、補助基準額が月割となります。

7 補助金の申請から補助金交付・実績報告までの流れ

① 補助金の申請	【申請に必要な書類】 ・三木市子ども食堂運営助成事業補助金交付申請書（様式第1号） ・三木市子ども食堂運営助成事業実施計画書（様式第2号） ・誓約書（様式第3号） ・収支予算書（様式第4号） ・構成員名簿 ・定款、会則、規約等 ・その他市長が必要と認める書類
② 審査	提出書類等に基づき、審査
③ 決定通知	審査後、決定通知を送付
④ 補助金の請求	三木市子ども食堂運営助成事業補助金（概算払）請求書（様式第12号）及び確定通知書の写しを提出
⑤ 補助金の交付	補助金額の支払い
⑥ 実績報告	事業終了後、速やかに次の書類を提出 ・三木市子ども食堂運営助成事業補助金実績報告書（様式第8号） ・三木市子ども食堂運営助成事業補助金実施報告書（様式第9号） ・収支決算書（様式第10号） ・補助対象経費に係る領収書 ・その他関係資料（支払の事実・子ども食堂の開催状況がわかる書類） ・その他市長が必要と認める書類
⑦ 審査	提出書類等に基づき、審査
⑧ 確定通知	審査の結果、補助金額を決定し、確定通知を送付

申請・問合せ先

三木市健康福祉部 こども福祉課

TEL 0794-82-2000（内線713225）